

令和3年度第1回世田谷区特別職報酬等審議会 会議録

- 日時 令和3年8月2日（月）10:00～11:25
- 場所 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室
- 出席者 朝倉委員、小島委員、鈴木委員、楯委員、外山委員、  
中村委員、永山委員、沼尾委員、山口委員（全9名オンライン出席）
- 事務局 総務部総務課
- 会議の公開・非公開 公開
- 傍聴者 1名
- 次第 第1回世田谷区特別職報酬等審議会
  - 1 開会
  - 2 委員委嘱
  - 3 会長及び会長職務代理の選任
  - 4 区長諮問
  - 5 審議「政務活動費の額について」
    - （1）資料説明
    - （2）質疑
    - （3）審議
  - 6 閉会

○総務部長 これより令和3年度第1回世田谷区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、オンラインという形で御参加いただきましてありがとうございます。私、総務部長の池田と申します。委員改選後最初の審議会となりますので、この後、会長をお選びいただくまでの間、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員の御欠席はなく、全員御参加いただいております。世田谷区特別職報酬等審議会条例第6条第2項に規定する会議開催要件である委員の過半数の出席を満たしている状況でございますので、御報告させていただきます。

なお、本日の審議会には傍聴者の方がいらっしゃいますので、御承知おきください。

傍聴の方におかれましては、お手元の傍聴券に記載の遵守事項をお守りの上、傍聴いただきますようお願いいたします。

審議に先立ちまして、区長からまず御挨拶並びに委員の方の委嘱を行わせていただきます。

○区長 皆様、おはようございます。世田谷区長の保坂展人でございます。大変お忙しい中、この特別職報酬等審議会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。これより3年にわたりまして本区の特別職の給料の額と区議会議員の議員報酬の額、また政務活動費の額の適否について御審議をいただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

先週は新型コロナウイルスの新たな変異株であるデルタ株の影響で、都内でも4000人を超える、世田谷区でも300人、400人という大量の感染事例があり、一方でワクチンの接種ということで、不足に悩みながら総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、直接のこうした医療あるいは公衆衛生の分野以外に、長期にわたるコロナ禍が産業経済、区民生活に大きな影響を及ぼしておりまして、区民の厳しい暮らし、そして福祉のニーズの在り方も、もう1年半このコロナ禍が続く中で多様化してまいりました。

区の財政見通しですが、当初、リーマン・ショックをはるかに超える減収という厳しい見通しで予算編成等をしてきましたが、そこまでの影響は、深刻度が、私たちが見通したものよりは少し弱かった、しかしながら、長期化するということであれば、今後の財政見通しにおいても厳しい面が続くものと思っているところでございます。

委員の皆様方におきましては、区政を取り巻くこういった社会経済情勢、そして世田谷

区の私ども執行機関の仕事ぶり、役割、そして区議会の役割や責任など、公平公正な観点から審議事項について客観的、そして公平な立場からの率直な御意見をいただけるようお願いをいたしまして御挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく願いいたします。

○総務部長 委員の皆様は、世田谷区特別職報酬等審議会条例第4条の規定に基づきまして、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間となっております。

本来ならば区長からお一人お一人に直接委嘱状をお渡しするところではございますが、本日、オンライン会議ということで、事前に送付させていただいております。この送付をもちまして交付に代えさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、本日、委員改選後初めての審議会となりますので、まずは委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思っております。

恐れ入りますが、お配りしてある委員名簿、五十音順のものですが、こちらの上から順にご自己紹介をお願いできればと思っております。

それでは、●●委員よりお願いできればと思います。お願いいたします。

○委員 ●●と申します。よろしく願いいたします。私は、世田谷区の消費生活課からの区民講師を務めております。その関係でこちらのほうに今回初めて参加させていただくことになりました。初めてですので、皆様、よく分からずに行くかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○総務部長 それでは●●委員、お願いいたします。

○委員 ●●です。玉川地域に住んでおります。行政相談委員をさせていただいております関係でこちらに伺っております。今後ともどうぞよろしく御教示のほどお願い申し上げます。

○総務部長 ありがとうございます。それでは●●委員、お願いいたします。

○委員 ●●でございます。私は明大前で公認会計士と税理士の事務所を開業しております。税理士としては、北沢税理士会に所属しております。税務の関係の仕事をやっておりますが、会計士としては、公益法人等の監査とか、上場会社等の外部監査役、それから世田谷区関係の外郭団体の監事なども仰せつかっております。よろしく願いいたします。

○総務部長 ありがとうございます。引き続き●●委員、お願いいたします。

○委員 ●●と申します、よろしく願いいたします。私は弁護士をしておりまして、世

田谷法曹会を通じて世田谷区民の法律相談を担当しております。現在は、箱根駅伝で有名となりました学校法人青山学院の常務理事をしておりまして、8割方学校の経営のほうに  
関与しておりまして、弁護士は2割ぐらいの仕事ということになっております。これから  
もよろしく願いいたします。

○総務部長 ありがとうございます。続きまして●●委員、お願いいたします。

○委員 よろしく願いいたします、●●でございます。前期に引き続きまして委員を拝  
命いたしました。現在、NPO法人政策マネジメント研究所の理事長と、幾つかの大学で  
客員教授をしております。引き続き何とぞよろしくお願い申し上げます。

○総務部長 お願いいたします。続きまして●●委員、お願いいたします。

○委員 ●●でございます。私は世田谷地区労働組合協議会の議長というものをやってお  
りますが、その立場からこの会には参加させていただいております。引き続きよろしくお  
願いいたします。

○総務部長 ありがとうございます。続きまして●●委員、お願いいたします。

○委員 おはようございます。私、●●と申します。今回からこの委員を務めさせていた  
だくことになりました。去年、2020年の3月まで教師をしておりまして、退職しまして、  
世田谷区にずっと関わってきたこともありまして、何かお手伝いすることがあればと思  
いまして、今回応募させていただきました。よろしく願いいたします。

○総務部長 ありがとうございます。続きまして●●委員、お願いいたします。

○委員 皆様、おはようございます。●●と申します。私は東洋大学に現在勤務しており  
まして、専門は地方財政でございます。世田谷区の区民ではないのですが、これまで区政  
に関して、例えば外部評価委員とか、あるいは川場村の区民健康村の指定管理者の選定な  
どといったところに携わらせていただいております。今回もそういったつながりで御縁  
をいただいたものと思っております。今回初めてこの委員になるわけですが、大変重い、  
重要な会議だなど、襟を正しているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げ  
ます。

○総務部長 ありがとうございます。それでは●●委員、お願いいたします。

○委員 ●●と申します。このたびは、これを拝命いたしまして、世田谷区のことをあま  
りよく分かっていなかったもので、少しいろいろ分かるように勉強させていただけたらと思  
っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務部長 それでは皆様、ありがとうございました。

続きまして、会長の選任をいたしたく存じます。世田谷区特別職報酬等審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、会長は委員の互選によって定めることとなっております。会長の選任について御意見等ございましたらお願いいたします。

○委員 ●●でございますが、会長の選任の関係でございますが、これまで国の税制調査会とか地方財政審議会、それからまた区の外郭団体のことについても、事業者選定委員だとか、そういう形で様々、国や地方の行政、財政についても造詣が深い●●委員さんがこの会長にはふさわしいのではないかと、ぜひお引き受けいただけないかということで、私からは意見を表明したいと思います。

以上です。

○総務部長 ありがとうございます。ただいま●●委員より●●委員を会長にということで御提案いただきましたが、ほか御意見等ございますでしょうか。

●●委員も今御推薦いただきましたが、お引き受けいただくということでよろしいでしょうか。

それでは皆様にお諮りいたします。●●委員に会長をお願いするということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務部長 皆様うなずいていただいておりますので、御異議ないということで、会長を●●委員をお願いすることを決定させていただきます。

それでは●●会長、一言御就任の御挨拶をお願いいたします。

○会長 改めまして●●でございます。ただいま●●委員から御指名いただいたのですが、これまで長い間、●●先生が大ベテランということで会長を務めてこられたと伺っております。また、この審議会についても大ベテランの委員の皆様方がいらっしゃる中で、大変新人としては、非常に重い責任で、大変緊張しているところですが、ぜひ大ベテランの委員の方々に御協力いただきつつ、また、新たに加わってくださった委員の皆様のお力添えもいただきながら、よりよい形で世田谷区の区政の運営に関して、この審議会では報酬について検討していければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務部長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからは●●会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

それでは初めに、会長職務代理の選任をさせていただきたいと思います。世田谷区特別職報酬等審議会条例第5条第3項の規定により、会長が指定することになっております。

これについては、これまでも委員を務められており、この分野に対して大変御知見のある●●委員にお願いしたいと考えておりますが、●●委員、いかがでしょうか。

○委員 皆さんの御同意が得られるならば、お引き受けしたいと思います。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。皆さんの御同意がということですが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 はい、ありがとうございます。それでは御了承いただきましたので、会長職務代理をぜひ●●委員にお願いいたします。

それでは●●委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理 今御指名をいただきました●●でございます。実は●●先生とは前任校が一緒だった関係で、何回かお仕事をさせていただきました。●●先生は、地方財政の権威でございます。私は専門が地方自治、制度論のほうですので、何か御助言したり、あるいは御協力したりできるかもしれません。●●先生と協力して、なるべく慎重かつスムーズな議事運営に努めたいと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。大変心強い御挨拶をいただきました。今回オンラインというところで慣れないところもあって、私も今、大変緊張しているところですが、ぜひ協力しながら進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは早速、本日の次第に従いまして、まず初めに保坂区長より諮問をいただきます。保坂区長、お願いいたします。

○区長 それでは、諮問を読み上げさせていただきます。

[諮問文を朗読]

○会長 ただいま保坂区長から本審議会に対する諮問をいただきましたので、それでは、これから審議に入ってまいりたいと思います。

なお、区長から、この後、公務により退席する旨の申し出をいただいておりますので、ここで区長には御退席いただきたいと思います。ありがとうございます。

[区長退席]

○会長 それでは、議事に入ります。本日の審議会は、閉会の目途を正午にしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議の次第等について、池田総務部長から御説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長、池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは審議会の次第等について御説明をさせていただきます。お配りしております次第を御覧いただければと思います。

ただいま次第の4、区長から審議会への諮問をさせていただきました。諮問事項は2つございましたが、本日はそのうちの政務活動費の額について御審議いただければと考えております。

この後、御審議いただくに際しまして、総務課長と財政課長からお配りしております資料の御説明を申し上げたいと考えております。

なお、もう一つの諮問事項でございます特別職の報酬等の額に係る審議につきましては、8月以降に行われる予定の国の人事院の給与勧告とか特別区人事委員会の職員の給与に関する勧告等を参考に、次回の審議会において御審議いただければと考えております。

次回の審議ですが、10月29日金曜日に開催を予定しておりますので、御承知おきください。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。それでは、本日の次第に従い、政務活動費の額について御審議いただきます。

まず、事務局より審議会資料の説明をお願いいたします。

○総務課長 総務課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただきました令和3年度第1回特別職報酬等審議会資料に沿って御説明させていただきます。

まず4ページをお開きください。まず政務活動費の概要について御説明します。1の(1)政務活動費制定の趣旨でございます。記載のとおり、国会議員の立法事務費に相当するものとして、昭和35年以降、地方議会でも政務調査費の交付が始まりました。

世田谷区におきましては、(2)に記載のとおり、同じ昭和35年より各会派への補助としての交付が始まったものでございます。

次に(3)「政務活動費」の変遷でございます。1)にございますが、補助金としてスタートした政務調査費は、平成12年5月に政務調査費として法制化されまして、地方自治法で

明確に位置づけられました。この法制化のポイントとしては、下の枠の中に記載の①から⑤までのとおりでございます。中でも②政務調査費は、議員の調査研究活動に必要な経費の一部として交付されるものとして位置づけられたこと、さらに③では、政務調査費の交付対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならないものとされたところでございます。

さらに、政務調査費の制度化に当たり、当時の自治省からは、隣の5ページにある上段の枠の①から③の留意事項が指摘されまして、②では、額の決定には特別職報酬等審議会などの意見を聴くことを挙げてございます。

区ではこれらを受けまして、これまで交付規程による補助金として交付してきたものを、平成13年4月1日から条例に基づく交付金として交付することといたしました。

また、同時に世田谷区特別職報酬等審議会条例を一部改正しまして、特別職報酬等審議会の審議内容に「政務調査費の額」を加えました。

こうしたことも踏まえ、この特別職報酬等審議会に政務活動費の額について諮問をさせていただいているところでございます。

続いて2)平成24年9月の地方自治法の改正を御覧ください。政務調査費から現在の政務活動費への変更等が行われた改正でございます。改正内容としては、の名称を「政務活動費」とし、その交付目的を「議員の調査研究」から「議員の調査研究その他の活動」に改められました。また、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例に定めることとか、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが新たに規定されたところでございます。

これに伴いまして、区では平成25年2月に政務調査費の交付に関する条例の改正を行いました。この改正のポイントは、条例の名称変更など枠内の①から④にございます。中でも③、これまで規則に定めていた別表の使途基準を条例に規定いたしました。

恐れ入ります、少し飛ぶのですが、資料の30ページをお開きいただきたいと思います。ただいま御説明したこの条例の別表は、一番下のほうでございます。この表で示している項目、内容が条例で定めた政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体内容でございます。

次の31ページに表が続いておりますが、その表の下に備考がございまして、この備考1では、政党活動、選挙活動及び後援会活動に係る経費とか、2では、飲食を主目的にした研究会、会議等に係る経費は対象外とするなど、以下8まで、政務活動費の対象外とする



経費や按分すべき経費について定めがされております。これらの基準に照らし、政務活動費の交付を受けた会派または議員がその活動で要した経費を政務活動費として支出しているところがございます。

5 ページにお戻りください。下のほう、2 の交付対象及び額でございます。政務活動費は、会派または議員に対し交付されます。金額は、議員 1 人当たり月額 24 万円、年額 288 万円でございます。

7 ページを御覧いただきたいと思います。【資料 1】として政務活動費の改定経過を載せております。昭和 54 年度から現在までの月額改定経過を一覧にしたものでございます。平成 13 年度に現在の月額 24 万円に改正し、それ以降は改定はしていないという状況でございます。

5 ページにまたお戻りいただいて、先ほどの交付対象及び額について、参考に《国・都の政務調査費等について》を載せております。国には、①文書通信交通滞在費として、議員個人に月額 100 万円が交付されております。②立法事務費ですが、これが区の政務活動費に相当するものと言われているところですが、議員 1 人について月額 65 万円が交付されております。東京都については、区と同じ政務活動費ですが、議員 1 人につき月額 50 万円が交付されています。

それでは 6 ページ、3、交付方法で、会派または議員からの請求により四半期ごとに交付し、年度終了後に収支状況を区議会議長に報告することとなっております。

次に 4、使途の公表で、政務活動費収支報告書、会計帳簿、支出に係る領収書その他の証拠書類については、区議会のホームページに掲載して公表することが条例で定められてございます。ここには記載しておりませんが、このホームページでの公表については、23 区では世田谷区を含め 19 区が公表してございますが、領収書その他の証拠書類まで公表しているのは世田谷区を含む 5 区のみで、透明性を高める取組となっております。

それでは 8 ページを御覧ください。政務活動費の支出内訳別支出額推移として、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年分を示してございます。円グラフ、令和 2 年度支出内訳構成図を見ますと、支出で多いものが広報広聴費で約 54.31% となっております。これは主に区政報告の印刷代や郵送代、ホームページ運営経費などがございます。

11 ページ、折り込みの A 3 の資料を御覧いただきたいと思います。ただいま御説明した広報広聴費の上位 3 項目を一覧としてまとめたものでございます。公明党、日本共産党、生活者ネットワークは会派に、それ以外は議員個人への交付によるものがございますが、そ

それぞれの上位3項目は記載のような状況となっております。

8ページの円グラフにお戻りいただきたいと思います。広報広聴費の次に多いのが事務費で19.76%、これはOA用品購入、事務機器リース代などの経費でございます。次に多いのが人件費で18.16%となっております。これは調査研究補助職員などに係る費用でございます。この広報広聴費、人件費、事務費で全体の92.23%となっております。

ここで特徴的な部分としては、平成28年度の調査費が他年度より突出しているところがございます。アジア議連という議員の任意の集まりで参加される議員で韓国や台湾への視察を行ったということで金額が多くなっております。

また、要請・陳情費はここ3年間ゼロ円でしたが、令和2年度は共産党、生活者ネットワークが要望書を提出する際の国会への交通費をここに計上しております。

続いて9ページのA3判の折り込みになっている表を御覧ください。令和2年度政務活動費各会派または各議員別支出内訳一覧表でございます。左側の縦欄で公明党、日本共産党、生活者ネットワーク以下議員名を並べ、裏面まで続いてございます。その右側には、項目が調査費から人件費まで、そして太枠で囲ってございます支出合計、さらに人数から執行率となっております。

まず、一番右下の執行率から3つ目の交付額は、月額24万円を議員の人数分を掛けたものでございます。会派で交付を受けている公明党は9人分、共産党、生活者ネットワークは3人分の額となっております。以下、各議員個人への交付額となっております。

また、各項目、調査費から人件費まで、そして支出合計については、会派または議員が提出した政務活動費収支報告書によるものでございます。

なお、この資料は令和3年4月30日までに各会派及び議員より提出された報告書の内容に基づき作成したものととなります。今後修正が入る場合もございます。

それでは10ページの一番下の合計欄を御覧ください。右端から3番目の交付額の合計は1億4400万円でございます。その右隣の返還額の合計は976万円余りとなっております。執行率93.85%となっております。支出額が交付額より下回っている場合、残余の額を返還する必要があります。

続いて12ページ、A3判の折り込みの表をお開きください。特別区(23区)政務活動費関連データ一覧でございます。千代田区から江戸川区までの23区のデータでございます。ちょうど中段に位置しているのが世田谷区になります。交付月額24万円で、23区の中で一番高い額となっております。2番目がすぐ上の行にある大田区で23万円、3番目は下か

ら4行目にある練馬区で21万円、一番下の行ですが、23区平均では16万5435円となっております。なお、23区において近年、交付額を変更した区はございませんでした。

表の中央には人口も記載してございます。令和3年6月1日現在の推計人口で、世田谷区は外国人登録も含め92万人余りで、23区内最大の人口を有する区となっております。2番目は、下から4行目にある練馬区の74万人ですが、この練馬区と比べても18万人ほどの違いがございます。

また、隣の欄の議員1人当たりの人口も、世田谷区は1万8406人と、こちらも23区内で最も多く、2番目は下から2行目の江戸川区で1万5775人となっております。

続いて、隣の欄に移っていただいて、区民1人当たりの政務活動費年額でございます。この計算は政務活動費の総額を人口で割り返したのですが、世田谷区は約156円となっております。23区中では20番目となります。

次に、隣の欄に移っていただきまして、令和3年度の一般会計当初予算ですが、世田谷区は23区中1番となっています。そして隣の欄の予算に占める政務活動費の割合は0.05%、これは23区中で14番目となっております。

恐れ入ります、最後になりますが、13ページを御覧ください。政令指定都市政務活動費交付状況でございます。全国に20ある政令指定都市における政務活動費、議員定数、推計人口、令和3年度一般会計当初予算をまとめたものです。

政令指定都市における政務活動費の平均は約33万円となっております。世田谷区より人口の多い政令市は、いずれも政務活動費の額は高くなっております。また、人口では区を下回る政令市においても、堺市と静岡市は区を上回る金額の政務活動費を交付してございます。

長くなりましたが、政務活動費の説明は以上となります。

○会長 御説明ありがとうございました。質問は後ほど伺いますが、その前に、区全体の財政状況についても併せて考える必要があると思いますので、続けて財政課長から御説明をお願いいたします。

○財政課長 財政課長の五十嵐と申します、よろしく申し上げます。それでは引き続き、世田谷区の財政状況について説明させていただきます。お手元の資料の16ページをお開きください。

令和3年度当初予算規模ですが、一般会計及び4つの特別会計ごとに記載しております。まず一般会計ですが、令和3年度当初予算規模は、表の枠の下、丸の一番上、一般会

計の説明書きにございますように、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政見通しを踏まえて3199億8900万円、前年度と比較してマイナス2.4%、マイナス77億4500万円の減と、平成25年度以来8年ぶりの減となっております。

その下4つが特別会計の予算規模となっております。特徴的なものとしては、下から2つ目の介護保険事業会計について、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にて推計した保険給付費等の見込みを反映させたことから、マイナス7.7%、マイナス56億5200万円の減となっており、介護給付費準備基金の活用によって令和3年度から令和5年度の介護保険料の引下げを図っております。その他の会計については記載のとおりでございます。

次に、17ページを御覧ください。こちらは一般会計の予算について、表の上段が歳入予算を財源別で、下段の表では歳出予算を性質別でそれぞれお示ししているものでございます。

初めに、上の表6、歳入予算の内訳ですが、特別区税については、リーマン・ショック時を超える年度前半の急激な景気後退局面から、その後の緩やかな経済活動の回復や人口の動向、これらを踏まえて1179億700万円、前年度比でマイナス75億5500万円、マイナス6.0%の減としております。

その下、特別区交付金についても、景気の動向を踏まえた減額に加え、税制改正における地方法人課税の見直しの影響などによって482億8000万円、前年度比でマイナス52億1400万円、マイナス9.7%の減としておりまして、特別区税と合わせた合計でマイナス128億円という大幅な減収を見込んでいるところでございます。

次に、歳入の下の区分の特定財源になりますが、内訳として国庫支出金、都支出金、こちらは共に歳出の事業費と連動するものでございます。その下の特別区債は区の借金に当たるもので、主に毎年度の投資的な事業に計画的に活用を見込んでいるものでございます。令和3年度においては、今年度から始まっております本庁舎等整備をはじめ、教育総合センターの建設や学校改築、公園の用地取得などに対し一定の借入れを予定してございます。

その下の繰入金金は区の貯金に当たる基金の取崩しを行うもので、上の特別区債と同様に、主に投資的な事業に計画的に活用を見込んでいるものでございます。なお、令和3年度においては、厳しい財政状況を踏まえ、年度間の財政調整のための財政調整基金から臨時的に50億円ほどの繰入れを見込んでいるところでございます。

次に下の表7、歳出予算の内訳でございます。人件費については、特別区人事委員会勧告による期末手当の減や退職手当の減などによって、前年度比でマイナス2億4100万円の減としております。

次に、行政運営費の区分のうちの扶助費は、私立保育園の運営費や障害者自立支援給付費などの増によって引き続きの増となっております。

また、その下の公債費ですが、先ほど説明した区の借金に当たる特別区債の返済で、令和3年度は平成28年度に借り入れたものが5年満期の返済時期を迎えることから増加するものでございます。

その下の投資的経費は、本庁舎等整備や教育総合センターの整備工事費の増などを見込む一方で、複数年度予算の考えの下、都市基盤整備を中心に、令和2年度の補正予算への前倒し計上を行ったことなどによって、前年度比でマイナス128億3500万円の減、マイナス30.3%の減と、当初予算比では大幅に減額となっております。

続いて18ページを御覧ください。特別区債と基金の年度末残高の見込みの表をお示ししています。

左側、黒い棒グラフが基金、いわゆる区の預貯金に当たるものでございます。右側のグレーの棒グラフが特別区債、区の借金に当たるものとなっております。いずれも現時点での今後の残高の見込みを年度別でお示したものでございます。今年度、令和3年度以降は、本庁舎等整備がスタートして、庁舎整備が他の行政サービスに影響を与えないよう、庁舎整備に係る建設費の全額に対して特別区債と基金の計画的な活用を見込んでいます。

こうしたことから、当面の間は右側の区の借入れの残高見込みは増加傾向が続き、一方で左側の黒色の基金残高の見込みは減少傾向が続いていく見込みになっております。

最後に今年度、令和3年度の補正予算の状況について簡単に御説明申し上げます。19ページを御覧ください。こちらは今年度の第1次補正予算の概要となっております。

20ページを御覧ください。第1次補正予算では、感染症防止対策をはじめ記載の事業に対して補正を行っております。

次に22ページは、第2次補正予算の概要となっております。記載のとおり、国による新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を区として速やかに支給するため補正を行っております。

第1次、第2次とも6月の区議会第2回定例会において議決をいただいております。

以上が令和3年度の区の財政状況の概要となります。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま2つ御説明をいただいたのですが、検討に入る前に、まずこの資料説明を踏まえて、この資料の内容について御質問等がございましたらいただければと思いますが、いかがでしょう。

○委員 ●●でございますが、ちょっとここで、事実関係で確認したいのですが、今の財政課長からの財政状況の報告にもありましたが、令和3年度の区の一般会計当初予算の規模は、細かく言うと先ほどの16ページに3199億8900万円とあったかと思うのですね。

その関係で行くと、先ほどの前半の13ページの、これは参考として黄色でマーキングしている、ここも令和3年度の一般会計当初予算3277となっていますが、この額はたしか令和2年度の一般会計当初予算の金額ではないかと思われれますので、ちょっとこの事実関係だけ確認をさせてください。

○会長 事務局、お願いいたします。

○総務課長 申し訳ございません、おっしゃるとおりでございます。訂正しておわびさせていただきます、申し訳ございません。

○会長 そうしますと、13ページは訂正ということですね、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。今回、新しい委員の方もいらっしゃると思います。非常に複雑な制度というところも——はい、●●委員、お願いいたします。

○委員 今、区の財政状態ということで御説明がありましたが、17ページですか、この政務活動費は、議員等報酬の中に含まれているということでよろしいでしょうか。

○財政課長 お答えします、財政課長でございます。政務活動費については、人件費ではなくて交付金ということで支出しておりますので、中段の行政運営費の中の、その他行政運営費の中に入ってきます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また何か検討、議論の中で分からないことがあれば、その都度、質問も出していただくということで、早速、政務活動費の額の検討に入りたいと思います。先ほどの資料説明等を踏まえまして、来年度の政務活動費の額を改定する必要があるのかどうかについて御意見をお伺いいたします。皆様、いかがでしょうか、どなたからでもお願いでき

ればと思います。

○委員 急激なコロナ感染症の拡大に伴って、当初予算についても前年度比減額ということで、不透明な部分が大いにあるということがまず前提になるだろうと思います。

それから、政務活動費ですが、このコロナの状況で、特に増額の必要性が増えたかといえ、そうでもないだろうということになると、少なくとも現状維持が前提としてあるのではないかと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今、現状維持ということで御意見をいただきました。そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 そもそもの基本的な疑問で申し訳ないのですが、政務活動費というのがオーバーされている方が19人いらっしゃいますね。執行率が100%を超えているということはオーバーしているということだと思うのですが、これはどういう意味ですか。

○会長 何ページの資料ですか。

○委員 9ページ、10ページ、各個人の資料になると思うのですが……。

○会長 執行率ですね。

○委員 そうなんです、執行率が100%を超えるということが可能というのは、そもそもどういうことなのかですが。

○会長 では事務局、回答をお願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。この支出の合計というのは、この分類ごとに使った経費の合計額ということになりまして、実際はその交付された金額以上に使っていた場合は、その金額を上回って支出されたということになりますので、要はその交付額の中で全てを賄わなければいけないという考えではなくて、活動されたものに対してこの交付額をそれに充てるという考えでやっているのです、金額が上回っている場合があるということでございます。

○会長 ●●委員、いかがでしょうか、要するに、実際には100%を超えて支出していても、交付金自体100%のところまでしか出ないので、それを越えた分は議員がそれぞれ……。

○委員 では、これは持ち出しでやっているということなのですね。

○会長 持ち出しで自己負担されているという理解でよろしいですね。

○総務課長 そういうことでございます。

○委員 なるほど、そういうことなのですね。単純に全体の執行率が93.85%ということは、ちょっと1人、ポリシーだと思うのですが、全く執行しないという方がいらっしゃるのでは、返還額に関しては、ちょっと微妙だとは思いますが、ただ、全体的に93%ということは、先ほどの御意見にありましたとおり、僕もオーバーしていない限り現状維持ではないかなと思ったのですが、ただ、19人の方が持ち出しでやっているとなると、足りない部分もあるのかなとか、すみません、そこはちょっと心配だっただけです。ただ、正直言うと、この見えない御時世なので、現状維持でよいような気がしています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では●●委員、お願いいたします。

○委員 ●●でございますが、まず結論から言いますと、私もこの政務活動費については現行の額で据置きということでしたほうがよいのではないかと考えています。それは理由を3つ挙げます。

1つは、今、財政課長からも、この政務活動費が、歳出のところどこに該当するかという説明の中で、議員等報酬ではないよ、これはいわば行政運営費の中のその他行政運営費、そのいわば交付金に相当するよという御説明もありました。そういう点では、いわゆる生計費等に相当する報酬の金額のものとは、ちょっと性格的には違うということがまず1点目。

それから2点目の理由は、この間、毎月、月例の経済報告が政府から出されておりますが、それによっても、この1年半続いている新型コロナウイルス感染症の関係もあってか、なかなかデフレ脱却とは言えないという状況が続いています。

それから、これは日本経団連が折々国民所得の動向に関する報告というものを出してありますが、それによっても2000年以降、これは年金生活の関係、あるいは2002年以降、これはいわゆる給与所得者の関係ですが、その方々の実質的な所得の動向はなかなか増えないどころかマイナス傾向になっているというような数値も出ています。

それから3点目の理由も、冒頭で区長からお話がありましたが、新型コロナ禍によつての区民の方々の暮らし向きとか、それから当然、区内の経済状況、これは区内には飲食店等もたくさんございます。そういうところの経済状況の実態から見ても、プラス額を改定するという積極的な意義は認め難いのではないかと考えています。

その関連で、先ほど一般会計の区の予算規模の御説明がありましたが、これは今年の



2021年度、令和3年度の一般会計の予算の規模が前年度比でマイナスということが報告されました。この前年度比でマイナスというのは、たしか平成25年、2013年度以来8年ぶりのマイナスとなっているかと思うのですね。

そういう点では全体の状況がかなり厳しい、当然その中で暮らしになっていらっしゃる区民の方々の生活の実態、実感から見ても、ここで引き上げるという判断はないのではないかと考えて、私からは意見の表明とさせていただきます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。反対に引き下げる必要もないという理解でよろしいですか。

○委員 引下げというのは、単純に考えれば、景気動向を反映すれば、それから暮らし向きを考えれば、引下げということも、それは1つの論としてはあるかと思うのですが、実際には現行の政務活動費が、先ほど冒頭でも御説明がありましたように、この間、たしか平成13年度からずっと据置きとなっていますので、そういう点では、これをさらに引き下げるところまでは行かないのではないかと考えている次第です。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○会長職務代理 失礼いたします。ただいま各委員から財政的な面について御発言がありまして、私も全く同意見でございます。

制度面で少し、意見を述べさせていただくならば、資料でつくっていただいた【資料3】及び政令市等の比較、人口規模で言うと、世田谷区は十分その規模に達しているわけですが、それを総合しても決して高い額ではないし、さらに突出して低いわけではないということ。

それから、非常に重要なのは、今日、資料を御用意いただきましたが、御言及はなかったのですが、きちっとホームページ上で政務活動費の情報を公開していると、この点は大きく評価してよい点だと思います。

したがって、財政面及び制度面でも現状維持が妥当ではないかと、先生方の御意見に賛同いたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今、●●委員からお話がありましたとおり、確かに領収書まで全てをウェブページでPDFで公開しているというものは、なかなか全国的に見ても非常に珍しいというか、本当に丁寧に情報を開示されているなど、私も拝見して驚いたところですが、そういうところも含めて現状維持という御意見でした。

ほか委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 私も【資料4】を見て、各政令指定都市と比べて、世田谷区の規模からいって妥当な金額ではないかと思っております。

ただ、今ちょっと情報開示ということで、確かにホームページ上で政務活動費の状況が開示されておりますが、ちょっと私も見させていただきましたが、これを見て、果たしてよく分かるのかなど。会計帳簿とか領収書が貼ってある状況をぱっと見ましたが、まあ、これを一般的な人がぱっと見て、ぱっと分かるものではないなど。本当に何かこれに取り組んで調べてやろうという人がじっくり取り組んで初めて分かるような資料だなということで、まだ改善の余地があるなという感じはありますね。

でも、先進的な試みであるということのようですので、是としたいと思いますが、今後こういったものをいろいろな分類をしたり、何か分かりやすく表示するような工夫がされてもよいのかと思っております。

でも、そういう状況としては妥当な水準ではないかと私は考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。なるほど、確かにそうですね、調べようと思うと根拠があるので丁寧に調べることはできるけれども、実際にそれがどのように使われて、どういう形で区民に還元されているのかというところがもう少し見えるような工夫ができればよいのではないかというようなお話だったと思います。

ちょっと事務局に確認ですが、例えばここでこのような形で出た意見については、附帯意見という形で提出させていただいて、議員の皆様とか会派の皆様にお伝えするというようなことになっているという理解で大丈夫ですか。

○総務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。答申の中にも含めて御意見として、結論とは別で表現として、いつも盛り込んでいただいております。

○会長 ありがとうございます。ですので、もちろん御意見、引上げとか、維持とか、引下げというようなことの御意見いただくとともに、このような形で、例えば使い方を考えたらどうかとか、公表の仕方を工夫されたほうがよいのではないかとか、そういったとこ

ろも最終的に答申の中に盛り込んでいきたいと思しますので、積極的に御意見いただければと思います。

○委員 実は私も●●委員と同じようなことを言いたかったのですね。ちょっと初めてで分からないなりにホームページを見たのですが、よく分からなかったというのが正直なところで、何で領収書がぺたぺたぺたっとなっているのかなど。もう少し私たち一般区民の者が見て、これがどのようになっているということが分かりやすく掲示される工夫がこれから必要なのではないかなということを感じました。ちょっと審議とは違う方向かもしれませんが、一言言わせていただきたいと思いました。

○会長 ありがとうございます。大変重要な視点かと思えます。これは制度として何か資料を添付するというのもそうなのですが、もう一方で、やはり議員の方たちにその活動状況を報告していただくときに、こういう政務活動費を使って、こういうことで取組をしたとかいうようなことも積極的に、これだけ広報広聴費を使っておられるので、そういうところでちゃんと打ち出して、説明をしてほしいというようなことを併せて提言していてもよいかと思ったところです。ありがとうございます。

○委員 ぜひお願いしたいと思えます。

○会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 私は、区民感情からすれば引き下げてほしいということがあります。

それは、確かにGDPは下がったということではありませんが、企業間の格差も大きく、そして人々が得ている所得の格差が、今、大変大きくなっている。そうした場合に、区民の一部の方々は豊かでいらっしゃるけれども、世田谷区の状況として、困っていらっしゃる方も大変多くいらっしゃる。

それは、例えば食で応援をしている社協の取組をはじめとして、フードバンクをつくったり、本当に困って、何日も食べていない、3日も食べないでここへ来た。それから、電車賃がないから歩いて相談の場所まで来たという方もいらっしゃるのが現実です。

ですから、その方たちのために、それでは、そのときにとにかく何か召し上がるもの、生活用品を渡せるようにということで、今あちこちで取組がなされています。

そういう状況から鑑みて、引上げということはある得ないと思えますし、引下げということが区民感情には合っているのではないかと考えています。

ただ、今までの経緯からして、現状維持ということも致し方ないのかなということも、

私としては了解しているつもりです。

その1つの例としては、私のところにこの議員の方の全員の方から区政報告を頂戴しているわけではありませんので、あくまでも一部の方ということではありますが、区政報告の表現の方法であったり、それから紙面の使い方であったり、そういったものが変化をしてくているように感じています。

つまり、以前でしたら、ほぼほぼ同じような内容を皆さんがお書きになっていたものが、議員独自の言葉、それから姿勢で区政報告をなさっているかなとお見受けする方も増えてきているような気がしております。

そして一方で、この【資料2】を見るときに、調査、研究というところの費用にかけている方は少なく、そのほかのいわゆる広報広聴費等にかけている方が多い。このところですごく疑問を持っていたわけですが、中にはこの広報広聴費を有効に使っていらっしゃるかなと思う方もお見受けし、その方のところをずっと見ていたりして、内訳一覧を見たりしていたところがございます。

こういったことから考えて、これをいかに区民が受益とするために、議員の方々が有効に使うという姿勢をお持ちいただいておりますのであれば、これほど有効なものはないという意味があろうかと思えます。

ですから、先ほど会長がおっしゃられたように、使い方、内容等を議員の方それぞれが、やはりお考えいただいて、本当に区民一人一人に届けるという大事な場面ですから、そのところを有効に使っていただきたい。そういう意味で据置きということはあろうかなと思えます。

もう一つ、これはお願いというか、もし今後検討をしていただければと思うことがあります。今、お二方も、ほかの方からも出ていましたでしょうか。この領収書等がホームページに出て、帳簿が出ておりますが、素人が見たら全く分かりません。これが正しいのか、正しくないのか、善意で解釈するしかないというところが一般の素人の者が思うところでもあります。

そしてまた、この政務活動費の中に、第9条別表のところ、中の留意点、備考のところ、按分という言葉が幾つか出てまいります。そういったものが一体どのようにこの帳簿、それから領収書から読み取ることができるのか、そこもとても難しゅうございます。

ですので、やはりそれを、区長もおっしゃられたように、透明をもって公平にという観点からすれば、やはり第三者、公平な目、客観的な目でそこを見ていただくという必要性

もあるのではないかと思います。

ですから、この2つのことをお伝えしたいと思いました。

以上であります。

○会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘かと思えます。やはり今、財政も非常に厳しい、生活に困窮されている方もいる中で、公費をどのように使っていくのかに対する問いですね。他方で、この政務活動費が本当に区民のために有効な形で使われて、そういった区民の方々の様々な状況を把握して、それが議会を通じて区政に反映されるということであるならば、それはそれで意味のある、区民にとっても非常に受益のある使われ方になるのだろうと。要はそこをどのように担保していくのが大変重要だというような御指摘だったのではないかと思います。

そういう意味で使い方、内容についての情報開示の在り方と同時に、議員の方々にそういうところをどのように認識していただくのかも大変重要かと思ったところでございます。

そのあたりは、どうですかね、これまで、私はちょっと、本当に今回初めてでよく分かっていないのですが、何か議員の方々とそういう例えば懇談会みたいなもので、議員の方々に意見を聞いたり、話をしたりとか、そういう場は設けられたりしてきているのですか、すみません、事務局にお伺いします。

○総務課長 ありがとうございます。正直申し上げて、そういう形のテーマで膝を突き合わせて議論をしたというような、制度的には、そういう仕組みが今はないというところがありますので、ホームページに出しているというところも、どのような見せ方ができるのか、それから先ほど●●委員から御指摘いただきました、中身として本当に区民に還元がどういう形でされているのかという見せ方について研究をしていただいて、認識をいただいでやっていただきたいのだといったところについては、大きな今後の課題かなと思っております。

ただ、一昨年から、そのもっと前から、例えば広報広聴費などは、同様の指摘を受けているような部分もありますので、この厳しい財政状況の中、さらに区民の方々の目も厳しくなっているというところも踏まえまして、今、本日いただいた意見を区議会のほうに、ちょっと第一歩としては区議会事務局のほうにお話をしながらという形にはなるかと思えますが、ちょっと一歩を踏み出すよい機会なのかなと認識したところでございます。

ホームページの見せ方については、工夫でいろいろとできることはすぐあると思えます

ので、そういう部分については改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ちょっとすぐに何かというところにとということではないのかもしれないのですが、ちょっと今年度もまだ後半がありますので、どういう形でこれを議員の方々にお伝えしていけるのかも含めて、ちょっと事務局のほうでも模索をしていただくというようなことで、引き続きここでも考えていくことができればと思っております。

どうもありがとうございます。

それでは、そのほか、いかがでしょうか。よろしければ、まだ御発言のない委員の方。

●●委員、いかがですか、もしよろしければ何か一言、せっかくなので。

○委員 すみません、今、皆様の御意見を伺っております、最初はこのまま現状維持でよいのかなと思ったのですが、あっ、そういういろいろな考え方があるということをお聞きしまして、次回のためにまた少しホームページなどを見て確認したいと思いました。

○会長 どうもありがとうございます。本当にこれは難しい問題ですよ。やはり限られた区の財源をどのように活用していくかと。ある意味、議会は本当に地域民主主義の根幹でもあるので、区民から選ばれた議員の方々がいろいろな形で活動をするための費用を出すということで、それが区民に還元されるということが望ましいのですが、さはさりながら、何に使っているのかちょっと分からないねというところだとすると、やはりそこをどのようにしていくかも課題なのかなというところかと思えます。ありがとうございます。

あとは、基本的には全委員から御意見を頂戴しましたが、多くの委員の方々が、いろいろな状況はあるものの、ほかの自治体と比べても、指定都市などと比べると、それほど高い水準ではないと。特別区の中で見ると月額24万円というのは高いのだけれども、区民1人当たりというところで見ると、これだけ区の人口が多い世田谷区の中では、23区の中で、ほぼほぼ真ん中ぐらいであるといったようなことと、これまでずっとこの水準が続いてきているというところもございましたので、そうしますと、今の委員の皆様たちの御意見を伺いますと、本審議会の総意としては「現行の額が適正である」と。ただし、いろいろなことをちょっと要望もしていきたいというようなただし書をつけた形で、当面「現行の額が適正である」と判断をしたいと思うのですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）——はい、ありがとうございます。それでは、政務活動費の額は現行額のまま改定する必要なしという形で答申することとさせていただきます。

なお、答申としては現行額維持といたしますが、先ほどから何人かの委員からも御意見ございましたとおり、やはり現状を考えると、もう少し減額するという考え方もあるのではないかというような御指摘、さらには、やはりこの金額が何に使われているのか、あるいはもう少し効率的な使い方があるのではないかというところについての、使い方や内容についての精査、それから、それをどのような形で公表していくのかという公表の在り方については、今後も引き続き検討をしていく、あるいは議員の方々にその意識をしっかりと持っていただくというような形で、どのような伝え方があるかを、事務局も含めて引き続き考えていくということで入れつつ、そういうことも付け加えた形で答申をまとめることができればと思います。

それも踏まえまして、政務活動費の額についての答申文については、次回の第2回の特別職報酬等審議会で、特別職報酬等の額について議論をした後に、全体の案文を作成して、委員各位に御確認いただくという形で進められればと思っております。いかがでしょうか、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めていきたいと思えます。

皆様方から積極的に御意見をいただいたことで、かなり早めに進んでいるのですが、あと事務局から今の点について何かございますでしょうか。

○総務課長 ありがとうございます。

ちょっとすみません、先ほど冒頭のところで、私、説明の部分で触れなかった部分で、御参考に資料の最後に、ホームページの公表についてということで、公表までの日程と公表のイメージをつけております。初めての方もいらっしゃると思いますので、改めてこちらを御覧いただいて、現状の部分が今、昨年度のものにはなるのですが、御覧いただけますということでお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○会長 今いただいた指摘は資料の34ページですね。年度末で打ち切った後に、8月下旬にこの領収書その他をホームページで公表ということで、ちょっとこのあたりの速度感からすると、かなりゆっくりなのか、もうちょっと急いでやってくれないのかとかいったところも、御意見あるかもしれませんが、そのあたりも含めて何か御意見がございましたら、ちょっと引き続き、今後、案文をまとめていくに当たって、こういったことを盛り込んでほしいといったような御意見は、今日はなかなか出てこなかったのだけれども、後か

ら振り返って、あっ、これも入れておいてほしいみたいな御意見がございましたら、それは事務局にメール等で投げてくださいということでよろしいですか。

○総務課長 はい、結構でございます。ぜひお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。では、それも含めて、引き続き案文のところで検討していければと思います。

それでは、本日の審議内容の会議録の公開について、事務局から御説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、本日の会議録の扱いについて御説明をさせていただきます。

会議録は、世田谷区情報公開条例に基づきまして区政情報コーナーに配置するとともに、区のホームページで掲載をさせていただきますので御了承いただければと思います。

会議録の内容については、会長に御確認いただくことで、委員皆様の確認とさせていただきますたいと存じます。前回も含めて、いつも大体そういうやり方をさせていただいているのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

以上で本日予定していた次第を一通り終了したのですが、委員の皆様から、これを言い残したとか、ここで言うておきたいというようなことがありましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。そのほか御意見などないようでしたら、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

なお、次回第2回特別職報酬等審議会は、10月29日金曜日の午前10時から、本日と同様にオンラインでの開催を予定しております。

それでは皆様、御多忙とは存じますが、次回も御出席をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。